

平成23年行政事業レビューシート(外務省)

事業名	海外邦人精神障害者対策費	担当部局庁	領事局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度		担当課室	海外邦人安全課	課長 一方井 克哉				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅳ－2 海外邦人の安全確保に向けた取組					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第9項	関係する計画、通知等						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	精神科医療の専門的知識に乏しい領事担当官が精神障害を患った在外邦人への援護に対し、精神科医療専門家の支援を得ることを目的とし、精神障害者対応の多い公館では専門家を顧問医として年間契約するとともに、他の公館においても当然発生し得る個別の突発事案を現地専門家の支援を得て対応するための経費。また、精神障害者の帰国に際し、症状の程度によっては当省職員が本邦の到着受入を支援するための旅費。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	精神障害者に対する援護は、精神障害者本人に病識がないことや言語の問題などで現地医療機関につなげることが困難なことなどがあり、その対応は領事の大きな負担であるとともに、精神障害者に対する適切な対応を確保するためには、極めて専門的な知見が必要となっている。このため、精神科医療専門家の知見と協力を得ることを目的として、精神障害者が多い公館では日本語での対応が可能な専門家を顧問医として年間契約するとともに、他の公館においても当然発生し得る個別の突発事案を現地専門家の支援を得て、精神障害者への対応に万全を期す必要がある。また、精神障害者の帰国に際しても、当省職員が空港で出迎え、本邦行政機関や医療機関、家族等関係者に引き継ぐ必要があり、そのための職員旅費が必要である。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25	15	14	12	11	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	25	15	14	12	11	
	執行額		25	12	9			
	執行率(%)		98.4	76.4	79.7			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)
	突発精神障害事案への日本語での対応、領事担当官への専門的助言、家族への医学的見地に立った症状説明を行うとともに、在留邦人向けセミナーの開催等を行った。		成果実績	件	137	123	211	211
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	海外において邦人精神障害者を保護するため、日本人医師又は日本語を解する医師に委託するもの。6公館に常時委託し、その他の公館では単発的に委託。		活動実績 (当初見込み)	人	7	7	5 (5)	6 (6)
単位当たりコスト	(155,492円/1ヶ月・1公館)		算出根拠	平成22年度に顧問医契約を締結した公館の月額顧問料平均値				
平成23 (単位:千円) 内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	11,585	11,038					
	職員旅費(内国旅費)	134	134					
計	11,719	11,172						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	—	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	海外において日本語で受診可能な精神科医を探すことは主要都市といえど容易なことではなく、また、我が国と医療制度が違う諸外国において、顧問医という概念を理解し、現地大使館乃至総領事館に対し、月額顧問料のみで協力してくれる医療機関との関係は非常に重要である。精神障害者の中には自傷・他傷の恐れがあったり、重度の傷害のため単独で帰国航空便に搭乗できない者も多く、精神科顧問医の協力が得られない場合、在外領事にかかる負担は計り知れない。こうした精神障害事案を恒常的に抱える主要都市の領事にとって本経費は必要な邦人援護を行う上で、真に不可欠なものである。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善		事業見直しによる減	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減(事業見直しによる減)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

外務省
9百万円



【競争性のない随意契約】
専門家
6件
9百万円

顧問医謝金等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について 記載する。費 目と使途の双方 で実情が分かる ように記載)	A.在タイ大使館顧問医A			E.在英国大使館顧問医A		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	精神科顧問医契約	1	諸謝金	精神科顧問医契約	2
	計		1	計		2
	B.在シドニー総領事館顧問医A			F.在仏大使館顧問医A		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	精神科顧問医契約	5	諸謝金	精神科顧問医契約	1
	計		0	計		1
	C.在NY総領事館顧問医A			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	精神科顧問医契約	5			
	計		5	計		0
	D.在バンクーバー総領事館顧問医A			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	精神科顧問医契約	1			
	計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	在NY総領事館顧問医A	在NY総領事館及び近隣公館の精神科顧問医、在留法人向けセミナー等	5	-	-
2	在英大使館顧問医A	在英大使館及び近隣公館の精神科顧問医、在留法人向けセミナー等	2	-	-
3	在仏大使館顧問医A	在英大使館及び近隣公館の精神科顧問医、在留法人向けセミナー等	1	-	-
4	在タイ大使館顧問医A	在タイ大使館及び近隣公館の精神科顧問医、在留法人向けセミナー等	1	-	-
5	在バンクーバー総領事館顧問医A	在バンクーバー総領事館及び近隣公館の精神科顧問医、在留法人向けセミナー等	1	-	-
6	在シドニー総領事館顧問医A	在シドニー総領事館管轄内で生じた突発的精神傷害案件の対応	0.1	-	-
7					
8					
9					
10					